

# 令和4年度優良新商品表彰事業実施要領

## 1 目的

特産品の地域間競争が激化する中、優れた新規開発商品を表彰することにより会員等の新商品開発を促進し、県産品の振興に資することを目的とする。

## 2 応募の対象

応募の対象は、次の条件を満たす商品とする。

(1) 令和3年5月1日から令和4年4月30日までの間に新規に販売が開始された県産品であること。

※令和4年5月1日以降に販売予定の商品は応募不可。

※既存商品の規格及びデザイン等の変更による応募は不可。

(2) 熊本県内に本拠を置く個人、法人又は市町村等であること。

## 3 審査方法 審査は当要領に定める審査会において行う。

## 4 審査会

審査会は、主催者が委託した若干名の委員をもって構成し、令和4年6月上旬（予定）に実施するものとする。なお、審査会の概要については、追って連絡します。

## 5 表彰

(1) 表彰は、「食品部門」、「民芸・日用品部門」の2部門に分けて行う。

(2) 表彰は、部門ごとに優良商品金賞、優良商品賞、優良商品奨励賞とする。

(3) 表彰式は、令和4年8月上旬に鶴屋百貨店で開催予定の「第50回くまもとの特産品まつり」の初日に当該催事場で行い、併せてPRを行う。

(4) 受賞した商品は表彰後一年間、価格、デザイン、規格等の変更は原則不可とする。

## 6 受賞商品への特典

(1) 直営3店舗における販売。

(2) 県内外の物産展、商談会において販路開拓の支援を行う。

(3) 雑誌、新聞等のメディアにおいて積極的にPRを行う。

(4) 賞状、楯、受賞シール(3,000枚まで)を授与する。

(5) 一般社団法人熊本県物産振興協会(以下「協会」という。)が運営しているネットショップ「くまモンのふるさとよかもんショップ」に登録を行う。

## 7 応募の方法

(1) 自薦により応募することとし、応募商品については各自1点のみとする。

ただし、市町村等の特別会員については、その管内もしくは団体の構成員が開発した商品を推薦できるものとする。

(2) 応募に当たっては、次の書類等を提出するものとする。②及び③は審査会時に提出するものとする。

ただし、石けんや化粧水など使用してみないと効果・効能が判らないものは、応募時に審査員分(10点)の試供品(使用方法も同封)を協会事務局へ提供するものとする。

① 令和4年度優良新商品表彰事業応募書(別記様式)

② 当該商品1点

③ その他の参考資料(パンフレット等)

(3) 表彰事業応募書等は、協会事務局に提出するものとする。

## 8 応募の受付期間 令和4年5月13日(金)まで(期限厳守)

## 9 応募先 〒860-0805 熊本市中央区桜町4-20

(一社)熊本県物産振興協会事務局 担当:藤岡

電話 096-353-1168 FAX 096-355-7365

E-mail: [yokaipin@plum.ocn.ne.jp](mailto:yokaipin@plum.ocn.ne.jp)

## 10 その他

新型コロナウイルスの影響により、審査会を延期、または中止する場合があります。